

再意見書

平成 25 年 2 月 27 日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 様

全国消費者団体連絡会
(事務局長 河野康子)
〒102-0085 千代田区六番町 1 5
プラザエフ 6 階
電話 0 3 - 5 2 1 6 - 6 0 2 4
FAX 0 3 - 5 2 1 6 - 6 0 3 6
webmaster@shodanen.gr.jp

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第 4 条及び接続に関する議事手続規則第 2 条の規定により、平成 25 年 1 月 30 日付けで公告された接続約款の変更案に関し、再意見を提出します。

【意見】

東日本大震災を踏まえ、災害時等に迅速に対応するために、避難所等に予め特設公衆電話の用意をしておくことは積極的に推進するべきことであると考えます。しかし、特設公衆電話の費用を公衆電話の接続機能の原価に含めることについては反対します。

【理由】

最近では、携帯電話などの普及で利用者が減り、公衆電話は削減されています。東日本大震災の際には、携帯電話等不通となる事態が発生するなかで、公衆電話は不通となることなく、国民の安心をつなぐ道具として機能しました。

携帯電話等を持っていない子供たちや高齢者にとっては、公衆電話は重要な道具です。今回の申請に基づいて、特設公衆電話の費用を公衆電話料金に含めた場合、いわば社会的な弱者に制度維持のコストを負担させることにつながるのではないかと考えます。

また、同じ 10 円でも通話できる時間が短くなるなど、実質的な公衆電話料金の値上げにつながることも考えられ、その場合には、実質値上げによる利用者減が加速し、ひいてはさらに公衆電話台数が削減されることにつながることを危惧します。

【今後に向けて】

特設公衆電話は、これまで N T T 東西による自主的な取組みとして進められてきました。

災害時に無償で利用できる電話を平時より整備しておくことは必要不可欠であり、一企業の取組みとしてではなく、国の大規模災害対策として位置付けることが順当だと考えます。

従って、特設公衆電話は全国あまねく提供されるユニバーサルサービス制度の中に位置づけることを検討してはどうでしょうか。

さらに、現在公衆電話の設置場所は、N T T 東西のホームページで公表されていますが、今後設置される特設公衆電話についても、設置場所、設置箇所数、設置台数等の設置基準を公表すべきだと考えます。